

⑦<<保育>>国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	兵庫県	私立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入の容認	私立保育所が、3歳未満の児童に対する給食の外部搬入を行う。	私立保育所では、3歳未満の児童に対する給食の外部搬入が不可。(公立保育所は外部搬入可)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項	外部搬入を認めること。	厚生労働省	<p>現行の公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を開始するに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化が進む中、稼働率が減少している公立の学校給食センターを活用したいという事情が存在したこと ・公立保育所運営費が平成16年度より一般財源化されたことに伴い、公立保育所に係る運営費予算が減少することが予想され、学校給食センターを活用することで運営の効率化を図る特別の必要性が認められたこと <p>などから、外部搬入を認めたものと考えており、こうした事情は私立保育所の場合とは異なるものと考えている。</p> <p>また、平成29年度に実施した、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査」の結果においては、発達段階に応じた安全な給食の提供や、アレルギー児や体調不良児への対応をはじめ食育への対応、保育所と外部搬入事業者との連携等において、多くの課題が存在していることが明らかになっており、そのような状況において、給食の外部搬入の実施主体を安易に拡大することは不適當と考える。</p>